

<税制上の優遇措置:山口市>

H31.2.1

対象業種	対象地域	適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業	過疎地域 (旧美山町)	新設又は増設 家屋・償却資産の合計額(※1) 2,700万円以上	課税免除 【申請期限:毎年1月31日】	土地、家屋、償却 資産の固定資産 税	3年間
全事業(全売電を目的とした太陽光 発電を除く)	山口市内全域	先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた者 機械装置、工具、器具備品、建物付属設備(※2)	課税標準額をゼロ 【申告期限:毎年1月31日】	償却資産の固定 資産税	3年間
地域経済牽引事業の承認要件に ある企業(※3)	山口市内全域	地域経済牽引事業計画の承認を得た者 1億円を超える家屋、構築物および土地を取得した者(※4)	課税免除 【申請期限:毎年1月31日】	土地、家屋、構築 物の固定資産税	3年間

※1 所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる償却資産で、直接製造の事業等対象となる事業の用に供するものに係る取得価格の合計額(租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項に規定する特別償却の適用を受けられる設備であること。)

※2 機械装置は取得価格が160万円以上で10年以内に販売された機種、工具は30万円以上で5年以内、器具部品は30万円以上で6年以内、建物付属設備は60万円以上で14年以内の条件があります。

※3 水栓バルブ事業もしくは県が定める重点的な県内産業等が対象となります。詳細は岐阜県ホームページ内「地域未来投資促進について」の「山口市」及び「岐阜・西濃地域」にて記載されています。

※4 ただし、農林漁業およびその関連業種(食料品製造業、飲料、たばこ、飼料製造業、木材、木製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業など)は、5,000万円超が条件となります。

<助成措置:山口市>

対象業種	対象地域	適用基準	助成内容
製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、研究開発事業で市長が認めるもの	山口市内全域	○工場等の新設 投下固定資産額1億円以上 (中小企業・研究開発事業は5,000万円以上) ○工場等の増設・移設 投下固定資産額5,000万円以上 (中小企業・研究開発事業は3,000万円以上)	工場設置奨励金(※5) ○投下固定資産に対する固定資産税額相当額を限度に交付 ○操業開始後、初めて固定資産税が賦課された年度から3年間交付 ○【交付申請期限】賦課された年度の固定資産税を完納してから10日以内
製造業、情報通信業、運送業・郵送業、卸売業・小売業、研究開発事業で市長が認めるもの	山口市内全域	新規雇用 ○新設20人以上(中小企業等は10人以上) ○増設・移設は10人以上(中小企業等は5人以上) ○時間給の従業員は除く	雇用促進奨励金(※5) ○設置工場等に新規雇用した者のうち、操業開始日に山口市に居住し、引き続き1年以上雇用された者1人につき年額10万円(限度額1,000万円) ○操業開始後、1年を経過した日の属する年度分のみ交付 ○【交付申請期限】操業開始後1年を経過した日から30日以内

※5 奨励金の交付を受けようとするには、事業者として指定を受ける必要があります。操業開始の日から60日以内に申請が必要です。

<税制上の優遇措置:岐阜県>

対象業種	対象地域	適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業	過疎地域 (旧美山町)	新設又は増設 家屋・償却資産の合計額(※1) 2,700万円以上	課税免除(※6) 【申告期限:事業の用に供する日の属する事業年度に係る事業税申告書の提出期限】	事業税	3年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業	過疎地域 (旧美山町)	新設又は増設 家屋・償却資産の合計額(※1) 2,700万円以上	課税免除 【申告期限:取得した日の属する事業年度の事業税申告書の提出期限】	不動産取得税	—
航空宇宙事業、新エネルギー関連産業、食品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業、技術先端事業	岐阜県内全域	岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定を受けていること	取得時に税率を1/3に軽減 【申請期限:補助金交付決定の日から1月以内】	不動産取得税	—

※6 県内の事業所・事業所の従業員に対する新設・増設した設備に直接従事する従業員の割合に応じた所得に係る税額となります。

<助成措置：岐阜県企業立地促進事業補助金>

対象施設	対象業種		対象地域	要件		助成内容	適用期間
				初期投下 固定資産額	新規地元 常用雇用者	助成額	限度額
事業所	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業（データセンター、ソリューションセンターを除く）		県内全域	3千万円以上	5名以上	・初期投下固定資産額の1/10以内	5億円 （県営工業団地への立地の場合は10億円）
	コールセンター	(1)土地、家屋、償却資産取得の場合		5千万円以上	20名以上		操業後60ヶ月以内の次に掲げる額 ・事業所賃借料の1/2以内 ・通信回線使用料の1/2以内 ・新規地元常用雇用者1名につき30万円
		(2)事業所賃借の場合		—		3億円 （60ヶ月の通算額）	
	データセンター ソリューションセンター	(1)土地、家屋、償却資産取得の場合		5千万円以上	5名以上	・初期投下固定資産額の1/10以内 操業後60ヶ月以内の次に掲げる額 ・事業所賃借料の1/2以内 ・通信回線使用料の1/2以内 ・新規地元常用雇用者1名につき30万円	5億円
(2)事業所賃借の場合		—	3億円 （60ヶ月の通算額）				
研究所	高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー又はVR技術を利用する事業			1億円以上			
工場	◎高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー又はVR技術を利用する事業、航空宇宙事業（民需に限る）、新エネルギー関連産業、食品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業、知事特認事業			3億円以上	5名以上	・初期投下固定資産額の1/10以内	5億円 （県営工業団地への立地の場合は10億円）
	一般製造業	(1)中小企業を除く	過疎地域自立促進特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上	10名以上	・初期投下固定資産額 （工場の新設に対して設置される従業員用の住宅の設置費用も含む）の1/10以内	5億円 （県営工業団地への立地の場合は10億円）
			上記以外の区域	10億円以上			
		(2)中小企業	過疎地域自立促進特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上			
上記以外の区域			5億円以上 （H27.4～H33.3末までに指定申請があった場合に限り）	5億円 （県営工業団地への立地の場合は10億円）			
植物工場		県内全域	10億円以上	10名以上	・初期投下固定資産額の1/10以内	5億円	

※ 初期投資固定資産とは、土地・家屋・償却資産をいう。

※ 補助金額が1億円を超えた場合は、複数年度の分割して交付する。＜例 5億円の場合、初年度～5年度までに各1億円＞

※ 中小企業とは、中小企業法（昭和38年7月20日法律154号）第2条に規定されている企業等をいう。＜例 製造業・資本金3億円又は従業員数300名以下の企業＞

※ 植物工場とは、植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行なうことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能栽培施設をいう。

※ 補助金の交付を受けるためには、**山根市の税制上の優遇措置又は助成措置の適用及び岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録**が必要です。